



やるき ほんまき き さ ま き 木佐木

神奈川県議会議員

日本共産党

2024.9.11

木佐木ただまさ news

発行：党横浜北東地区委員会

横浜市鶴見区潮田 3-147-6

TEL：045-511-1021

Profile

- ▶1984年山口県出身
- ▶鶴見区馬場在住
- ▶神奈川大学法学部卒
- ▶よこはま健康友の会会長
- ▶横浜東民商顧問

子どもの権利条約の理念を実現する県の取り組みについて

子どもの権利条約 4つの柱

1. 生きる権利

- ・防げる病気などで命を奪われないこと
- ・病気や怪我をしたら治療を受けられること



2. 育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど



3. 守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
- ・障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど。



4. 参加する権利

- ・自由に意見をあらわしたり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなど。



今回は、こども基本法が施行されて1年、4つの原則を盛り込んだ県条例を制定し、子どもの最善の利益を促進することを求めた部分を紹介しています。

四原則の趣旨を盛り込んだ条例制定を

【質問】こども基本法3条の基本理念には、全ての子どもが「差別されないこと(1号)、生命・生存および発達の権利が保障され平等に教育が受けられること(2号)、意見表明と活動参加の機会が確保されること(3号)、最善の利益が考慮・優先されること(4号)」と子どもの権利条約の四原則の趣旨が盛り込まれています。子どもの権利条約総合研究所の調べによれば2024年5月時点で、全国69自治体で子どもの権利条約の趣旨を具体化する条例が制定されていますが、本県の「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」は子どもの権利そのものに焦点が当たっていないためかここにカウントされていません。現在、神奈川県としてもこども計画の策定を進めており、憲法や子どもの権利条約、こども基本法の理念をしっかりと盛り込んだ

ものになることが期待されます。

そして、こうした理念を県の事業だけでは実現できないため、事業者や私立学校など幅広い県民に要請する根拠となる条例が必要です。その中で、県としてどのように子どもの権利を擁護していくのか具体化し、その権利の救済のための機関を設置し実効性を高めることが重要だと考えます。

そこで、子どもの権利を擁護する一大事業を実現するために、子どもの権利に関する総合的な条例制定と権利救済のための機関の設置が必要だと考えますが知事の見解を伺います。

条例の改正に理念を反映する

【答弁】こども施策を社会全体で強力に推進していくため、令和5年4月、「こども基本法」が施行されました。また、ヤングケアラーや医療的ケア児といった新たな課題が顕在化するなど、こども施策をめぐる社会状況は大きく変化しています。

県では、こうした社会の変化に対応するため、現在、子ども・子育て支援推進条例の改正の検討を進めています。改正に当たっては、子どもの権利条約における「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」の4つの原則を盛り込むなど、すべての子どもが権利の主体として尊重されることを明確に打ち出し、子どもの目線に立った施策を推進するための条例としていきます。また、子どもの権利救済については、県では、子ども専用の電話相談窓口「人権・子どもホットライン」を設置し、様々な悩み事の相談を受けており、個々の案件に応じて、適切な支援を行う機関につなぐことで、子どもの権利の救済に取り組んでいます。

